

別表 1 (工事参加者募集・選定表)

R6. 4. 1~R8. 3. 31 に契約を締結する工事に適用

## 工事参加者募集・選定表

工事種別	入札方式	発注規模(契約制限価格(税込み))	競争参加資格の区分等又は 共同企業体の構成員組合せ	備考	
土木工事	一般競争	50 億円以上	混合	Ns	
				Ns 又は N で構成する 2 者 JV	
			Ns 又は N で構成する 3 者 JV		
		単体	Ns		
			27.2 億円以上 50 億円未満	混合	Ns 又は N
		Ns 又は N で構成する 2 者 JV			
	単体	Ns 又は N			
		16 億円以上 27.2 億円未満	混合	A	
	A で構成する 2 者 JV				
	A 及び B で構成する 2 者 JV		※1		
	単体	A			
		13 億円以上 16 億円未満	混合	A	
	A で構成する 2 者 JV				
	A 及び B で構成する 2 者 JV			※1	
A 及び C で構成する 2 者 JV	※2				
単体	A				
	5 億円以上 13 億円未満	混合	B		
B で構成する 2 者 JV					
B 及び C で構成する 2 者 JV		※2			
単体	B				
	5 億円未満	C			
建築工事	一般競争	50 億円以上	混合	Ns	
				Ns 又は N で構成する 2 者 JV	
			Ns 又は N で構成する 3 者 JV		
		単体	Ns		
			27.2 億円以上 50 億円未満	混合	Ns 又は N
		Ns 又は N で構成する 2 者 JV			
	単体	Ns 又は N			
		条件付一般競争 条件付一般競争 (指名併用型) 指名競争	4 億円以上 27.2 億円未満	A	
2 億円以上 4 億円未満	A、B				
2 億円未満	B				
電気工事	一般競争	50 億円以上	混合	Ns	
				Ns 又は N で構成する 2 者 JV	
			Ns 又は N で構成する 3 者 JV		
		単体	Ns		
			27.2 億円以上 50 億円未満	混合	Ns 又は N
		Ns 又は N で構成する 2 者 JV			
	単体	Ns 又は N			
		条件付一般競争 条件付一般競争 (指名併用型) 指名競争	0.6 億円以上 27.2 億円未満	A	
0.6 億円未満	B				

工事種別	入札方式	発注規模(契約制限価格(税込み))	競争参加資格の区分等又は共同企業体の構成員組合せ	備考	
土木補修工事 舗装工事 橋梁補修工事 通信工事 管工事 塗装工事 道路付属物工事 機械設備工事 受配電設備工事 交通情報設備工事 PC橋上部工工事 鋼橋上部工工事 造園工事	一般競争	50億円以上	混合	Ns	
				Ns又はNで構成する2者JV	
				Ns又はNで構成する3者JV	
		単体	Ns		
		27.2億円以上50億円未満	混合	Ns又はN	
				Ns又はNで構成する2者JV	
	単体	Ns又はN			
条件付一般競争 条件付一般競争 (指名併用型) 指名競争	27.2億円未満	単体の競争参加有資格者			

※1 Bの出資額は、請負代金額のうち13億円未満とする。

※2 Cの出資額は、請負代金額のうち5億円未満とする。

注1) 「混合」とは、構成員数の異なる共同企業体同士又は共同企業体と単体とを併せて募集することをいう。

注2) 「Ns」は一定点数以上の経営事項評価点数を付与された者で、単体又は共同企業体のいずれの場合でも一般競争入札に参加できる者を、「N」は一定点数以上の経営事項評価点数を付与された者で、27.2億円以上50億円未満の場合は単体又は共同企業体のいずれの場合でも、50億円以上の場合には共同企業体を構成した場合に限り一般競争入札に参加できる者を、「A」、「B」及び「C」は総務・経理本部長が定める『競争参加資格』の等級区分に定める等級に認定されている者を示す。

注3) 混合の区分においては、必要に応じ、特定JVのみを募集する場合がある。

注4) 上表における「27.2億円」は、工事に係るWTO政府調達協定の適用基準額である。

注5) 技術的難易度が高く確実かつ円滑な施工を図るため、技術力を結集する必要があると認められる場合は、別途特定JVの参加を募集する場合がある。

注6) 上表に掲げる等級に加え、当該等級以外の等級の参加を募集する場合がある。

注7) 異工種工事の場合は、別に定めがある場合のほか、総務・経理本部長の承認を得たうえで契約責任者が別途定める。

注8) 契約制限価格に、入札時(入札書提出期限日)の最新の労務費・原材料費・水道光熱電力料等を反映した結果、入札公告で求めた等級区分等と異なる場合の取扱いについては、第15条5項、第31条6項、または、第47条3項によるものとする。

■競争参加資格の区分に係る経営事項評価点数

競争参加資格の区分 工事種別	Ns (経営事項評価点数)	N (経営事項評価点数)
土木工事	1450 点以上	1449 点以下 1350 点以上
土木補修工事	1250 点以上	1249 点以下 1150 点以上
舗装工事	1300 点以上	1299 点以下 1200 点以上
PC 橋上部工工事	1300 点以上	1299 点以下 1200 点以上
鋼橋上部工工事	1300 点以上	1299 点以下 1200 点以上
橋梁補修工事	1200 点以上	1199 点以下 1100 点以上
建築工事	1400 点以上	1399 点以下 1300 点以上
電気工事	1400 点以上	1399 点以下 1300 点以上
通信工事	1250 点以上	1249 点以下 1150 点以上
管工事	1400 点以上	1399 点以下 1300 点以上
機械設備工事	1200 点以上	1199 点以下 1100 点以上
受配電設備工事	1250 点以上	1249 点以下 1150 点以上
交通情報設備工事	1200 点以上	1199 点以下 1100 点以上

■等級区分に係る総合点数

等級区分 工事種別	A (総合点数)	B (総合点数)	C (総合点数)
土木工事	2500 点以上	2499 点以下 2000 点以上	1999 点以下
建築工事	2000 点以上	1999 点以下	—
電気工事	1800 点以上	1799 点以下	—